



羽生市監査告示第5号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、羽生市教育委員会教育長から
監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和6年12月13日

羽生市代表監査委員 鈴木 康 夫

1. 措置を講じた部課
生涯学習部 生涯学習課 公民館
2. 監査結果報告日
令和6年11月14日（羽監発第114号）
3. 措置通知受理日
令和6年12月2日
4. 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>一部の公民館において、地方自治法第167条の2第1項第5号に基づく随意契約事務に関して、理由の正当性は認められるものの、起案から見積り徴取・契約締結に至るまでに期間を要する案件が確認された。</p> <p>本市の随意契約ガイドラインでは、5号随意契約は、緊急の必要により競争に付する時間的余裕がないときに履行できる業務であり、単に事務処理が間に合わないという内部の事務処理の遅延等の理由では、適用することはできないとしていることから、緊急の必要性の拡大解釈をすることのないよう、事務の処理期間等について十分に注意して対応されるよう努められたい。</p> <p>また、すべての公民館では、コピ</p>	<p>担当者及び決裁権者ともに、本市の随意契約ガイドラインの5号随意契約「緊急の必要性、履行期間」について再認識を図り、適合と判断したとき、及び判断に迷う場合は、所属長へ速やかに報告することとし、報告は休日、休館日も同様とする。</p> <p>また、令和6年12月1日より、起案から見積り徴取・契約締結に至るまでの適正な期間を以下のとおり設定し厳守する。</p> <p>(1) 起案日は、「修繕等の原因が発生した日、又は発覚した日」とする。</p> <p>(2) 見積徴取日は、「起案日当日、又は翌日」とする。</p> <p>(3) 契約日は、「見積徴取日」とする。</p> <p>(4) 履行期間は、最短期間とする。</p> <p>(5) (1)～(4)を基本とするが、案件に応じ、契約検査課契約係へ確認を行</p>

<p>一使用料として現金（公金）を取り扱っているが、現金を受領する際、釣銭が生じた場合には、職員が個人所有する現金によって釣銭を支払っている事例が認められた。</p> <p>公金については、適正に管理されなければならないが、公金と私金の取扱いを混同することは、管理上不適切であり、釣り銭等必要な現金の取扱いについては、適正管理及び透明性を確保するよう改善されたい。</p>	<p>うこととする。</p> <p>釣銭等必要な現金の取扱いについては、「羽生市釣銭等取扱規程」に基づき、令和7年度から9公民館分の釣銭等交付手続きを行い、公金と私金の取扱いを混同しないことを徹底する。また、毎月の保管状況報告、年度末の返納を生涯学習課で取りまとめることで各館の保管状況の把握を行い、公金の適正管理及び透明性を確保する。</p>
--	--



羽生市監査告示第6号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、羽生市長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和6年12月13日

羽生市代表監査委員 鈴木康夫

1. 措置を講じた部課
消防本部 予防課
2. 監査結果報告日
令和6年11月14日（羽監発第113号）
3. 措置通知受理日
令和6年12月9日
4. 監査の結果及び講じた措置の内容

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>(指摘事項)</p> <p>消防本部では、危険物関係許可等の申請に関する手数料として現金（公金）を取り扱っているが、現金を受領する際、釣銭が生じた場合には、職員が個人所有する現金によって釣銭を支払っている事例が認められた。</p> <p>公金については、適正に管理されなければならないが、公金と私金の取扱いを混同することは、管理上不適切であり、釣り銭等必要な現金の取扱いについては、適正管理及び透明性を確保するよう改善されたい。</p>	<p>危険物の許可申請等に関する手数料を受領する際、釣銭が生じた場合の現金の取扱いについては、羽生市釣銭等取扱規程に基づき、令和7年度から予防課において釣銭等交付手続きを行い支払うよう改め、公金と私金の取扱いを混同しないことを徹底し、適正管理及び透明性を確保するよう改善いたします。</p>



羽生市監査告示第7号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、羽生市長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和6年12月20日

羽生市代表監査委員 鈴木康夫

1. 措置を講じた財政援助団体等名
羽生市三田ヶ谷農林公園
(所管課：経済環境部 農政課)
2. 監査結果報告日
令和6年11月14日（羽監発第115号）
3. 措置通知受理日
令和6年12月13日
4. 監査の結果及び講じた措置の内容

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>(指摘事項)</p> <p>羽生市三田ヶ谷農林公園の管理に関する協定書第2条では、指定管理業務の範囲として、キヤッセ羽生の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務とあり、土地・建物・工作物及び物品の良好な管理を実施することとなっている。</p> <p>しかし、施設内には、汚れが目立つことから、清掃や整理整頓等を行い、適正な管理に努められたい。</p> <p>また、体験農園として、季節野菜等の収穫体験ができる農地については、雑草が生い茂っており、1年を通して利用できるよう、適切な維持管理を図られたい。</p> <p>さらに、協定書第5条では、業務に関わる会計処理は、指定管理者が行う他の事業等と区別して経理し</p>	<p>施設の維持管理については、指定管理者から、現在の園地農地管理担当のパート職員1名のほか、新たに雇用するなどスタッフを増員し、環境美化に努めるとの報告を受けている。今後、定期的に園地の状況を確認し、適宜指導していく。</p> <p>体験農園については、指定管理者から、野菜の収穫体験を実施していくとの報告を受けている。今後、毎月収穫体験の実施状況を確認し、適宜指導していく。</p> <p>会計処理については、指定管理者から、指定管理業務部分について正確に他業務と仕分けして帳簿に記録するとの報告を受けている。今後、帳簿類について、収支状況の明確化及び報告に誤りがないか等を定期的に確認する。</p>

<p>なければならないとあることから、帳簿類は正確に作成し、収支状況の明確化を図り、第15条により事業報告書を提出するよう、改善を求めるものである</p>	
---	--